

保健福祉部

令和5年（2023年）8月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5（2023）年度補正予算概要	1
2 市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の骨子・	2～3
3 函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の骨子.....	4～5

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
ふるさと寄付金	10,000	企業版ふるさと納税分増 10,000
		ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置費分 10,000

[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
老人福祉費	57,541	補助金増 57,541	(国)地域密着型サービス拠点整備費等補助金 10,660 (道)地域密着型サービス拠点整備費等補助金 46,881
		地域密着型サービス拠点整備費等補助金 57,541	

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
保健衛生総務費	7,871	夜間急病センター関係経費増 7,871 夜間急病センター運営対策費 7,871	(その他)夜間急病センター運営事業費負担金 1,614
環境衛生費	599	動物衛生指導費増 599 動物愛護管理推進費増 599	(その他)指定寄付金 530

2 市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における営業者の地位の承継の承認に関する事務について手数料を徴収することとし、および規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日

市立函館保健所使用料及び手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
手数料を徴収 する事務	名称	単位	金額	手数料を徴収 する事務	名称	単位	金額
(略)				(略)			
旅館業法第3条の2第1項または第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件	7,400円	旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項</u> または第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件	7,400円
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

3 函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における営業者の地位の承継の承認に際して清純な施設環境を考慮すべき施設等に関する規定の整備等をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日

函館市旅館業法施行条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項および法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める社会教育に関する施設その他の施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館および同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの</p> <p>(3) その他多数の生徒、児童および幼児の利用に供される施設であって市長が指定するもの</p> <p>2 市長は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(営業の許可に際して意見を求めなければならない者)</p> <p>第7条 法第3条第4項(法第3条の2第2項および法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、前条第1項に規定する施設が、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)または国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)の設置する施設であるときは当該施設の長とし、地方公共団体の設置する施設であるときは当該施設を所管する地方公共団体の長または教育委員会とし、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の設置する施設であるときは当該施設の長とし、国、独立行政法人もしくは国立大学法人または地方公共団体もしくは地方独立行政法人以外の者の設置する施設であるときは当該施設の所在地の市町の長とする。</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第9条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>法第3条の3第2項</u>および法第3条の4第3項)において準用する場合を含む。)の条例で定める社会教育に関する施設その他の施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(営業の許可に際して意見を求めなければならない者)</p> <p>第7条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>法第3条の3第2項</u>および法第3条の4第3項)において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、前条第1項に規定する施設が、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)または国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)の設置する施設であるときは当該施設の長とし、地方公共団体の設置する施設であるときは当該施設を所管する地方公共団体の長または教育委員会とし、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の設置する施設であるときは当該施設の長とし、国、独立行政法人もしくは国立大学法人または地方公共団体もしくは地方独立行政法人以外の者の設置する施設であるときは当該施設の所在地の市町の長とする。</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第9条 <u>法第5条第1項第4号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>